

金ヶ崎町
新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年5月

目次

第1部 計画の基本的事項	- 3 -
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画	- 3 -
第1節 改定の趣旨	- 3 -
第2節 町行動計画の位置づけ	- 4 -
第3節 町計画の改定の目的	- 5 -
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	- 6 -
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等 ..	- 6 -
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的	- 6 -
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	- 7 -
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	- 9 -
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	- 11 -
第5節 対策推進のための役割分担	- 14 -
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点	- 18 -
第1節 町行動計画における対策項目等	- 18 -
第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点	- 18 -
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	- 19 -
第1章 実施体制	- 19 -
第1節 準備期	- 19 -
第2節 初動期	- 21 -
第3節 対応期	- 22 -
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	- 24 -
第1節 準備期	- 24 -
第2節 初動期	- 26 -
第3節 対応期	- 28 -
第3章 まん延防止	- 31 -
第1節 準備期	- 31 -
第2節 初動期	- 32 -
第3節 対応期	- 33 -
第4章 ワクチン	- 35 -
第1節 準備期	- 35 -
第2節 初動期	- 38 -
第3節 対応期	- 39 -

第5章 保健.....	- 41 -
第1節 準備期	- 41 -
第2節 初動期	- 42 -
第3節 対応期	- 43 -
第6章 物資.....	- 44 -
第1節 準備期	- 44 -
第2節 初動期	- 45 -
第3節 対応期	- 46 -
第7章 町民の生活及び地域経済の安定の確保.....	- 47 -
第1節 準備期	- 47 -
第2節 初動期	- 49 -
第3節 対応期	- 50 -
用語集.....	- 53 -

第Ⅰ部 計画の基本的事項

第Ⅰ章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画

第Ⅰ節 改定の趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合において、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的としている。本法は、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務等を定め、感染対策の根幹をなすものである。

令和 2 年 1 月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）¹（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、町民の生命及び健康が脅かされ、町民生活及び地域経済活動は大きく影響を受けることとなった。この感染症危機において、次々と変化する事象に対し、町民、行政、医療関係者、事業者等が連携して取組が進められてきた。

国は、新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）で明らかとなった課題や法改正等の知見を踏まえ、令和 6 年 7 月に新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等²以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できるよう、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）の改定を行った。また、岩手県においても、令和 7 年 3 月に、「岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）が改定された。

これらの上位計画を踏まえ、当町においても、感染症危機への迅速かつ的確に対応するため、平成 26 年 6 月に策定した「金ケ崎町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）を、今般、全面改定するものである。

1 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第 4 号に規定する再興型コロナウイルス感染症を言う。以下同じ。

第Ⅱ節 町行動計画の位置づけ

町行動計画は、特措法第8条に基づき、金ケ崎町における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び町が実施する措置等を定めるものであり、政府行動計画及び県行動計画に基づき策定する市町村行動計画である。

今回の計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とせず、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定している。発生した感染症の特性や流行状況に応じ、状況変化に柔軟に対応できるよう、適宜、対策の選択肢を講じるための指針として位置づけるものである。

なお、町行動計画は、政府行動計画及び県行動計画の改定状況や地域の実情の変化等を踏まえ、必要に応じて適宜修正するものとする。

第３節 町計画の改定の目的

町行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機において、より万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行うものである。

従前の町行動計画は平成 26 年 6 月に策定されたものであるが、国は令和 5 年 9 月の「新型インフルエンザ等対策推進会議」において今般の新型コロナウイルス感染症への対応を総括し、以下の事項を主な課題として整理した。

- ・ 平時の備えの不足
- ・ 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ・ 情報発信

こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くしなやかに対応できる社会を目指すことが必要である。

そのためには、以下の３つの目標を実現する必要がある。

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- ・ 町民生活及び地域経済活動への影響の軽減
- ・ 基本的人権の尊重

これらの目標を実現できるよう、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえ町行動計画を全面改定するものである。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的

新型インフルエンザ等の発生を完全に防ぐことは極めて困難である。発生時には社会機能や医療提供体制に大きな影響を及ぼす可能性があることから、当町においては、発生に備えた体制を整え、国や県、関係機関と連携しつつ、次の2点を目的として対策を講じる。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ること、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 町民生活及び地域経済へ及ぼす影響が最小となるようにする

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び地域経済活動への影響を軽減する。
- ・町民生活及び地域経済の安定を確保する。
- ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成や実施等により、町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、感染症の特性や発生状況の変化に応じ、柔軟かつ機動的に実施する必要がある。特定の感染症のみを想定した準備は偏重を招くおそれがあるため、当町では多様な感染症の流行可能性を想定し、あらかじめ幅広い対策の選択肢を備えておくものとする。

実際に感染症が発生した際には、病原体の性状や地域の流行状況、町の実情等を踏まえたうえで、人権への配慮や対策の有効性・実行可能性を総合的に勘案する。そのうえで、町民生活及び地域経済への影響を最小限に抑えられるよう、あらかじめ策定した計画の中から実施すべき対策を選択し、対応する。

(1) 段階に応じた考え方

新型インフルエンザ等対策の各段階における基本的な考え方は、以下のとおり整理する。

区分	段階	考え方
準備期	新型インフルエンザ等発生前	発生に備え、あらかじめ必要な体制整備等の事前準備を行う
初動期	国内含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	直ちに初動対応の体制に切り替え、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提として対策を行う
対応期	県内の発生当初の封じ込めを念頭に対する段階	不要不急の外出自粛や施設の使用制限等により、感染拡大のスピードを可能な限り抑制する
	県内・町内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する段階	国・県等と連携し、医療提供体制を維持しつつ、町民生活及び地域経済への影響を最小限に抑えるよう臨機応変に対処する
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる段階	科学的知見の集積、検査・医療提供体制の整備やワクチン・治療薬の普及等、状況の変化等に合わせ、機動的に対策を切り替える
	流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する段階	特措法に基づく対応から、基本的な感染症対策へ移行するとともに、今後の再拡大への備えを進める

（2）社会全体で取り組む感染防止対策

新型インフルエンザ等対策は、ワクチンや治療薬等の医療対応に加え、不要不急の外出自粛や事業者の業務縮小といった医療以外の感染対策を、社会全体で総合的に実施することが不可欠である。

この対策において、国、県、市町村及び指定（地方）公共機関による取り組みだけでは限界があるため、事業者や町民一人一人が基本的な感染症対策を理解し、適切な行動と事前の備えに主体的に取り組むことが重要である。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

本計画では、過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に流行の波にも対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて想定を行う。

- ① **汎用的な想定**：特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の特性に応じた対策等についても考慮する。
- ② **初期の徹底対応**：病原体の知見が乏しい発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期収束を目標とする。
- ③ **柔軟な対策の切替え**：科学的知見の集積やワクチン・治療薬の普及状況、地域経済活動への影響等を踏まえ、適切なタイミングで、機動的に対策を切り替える。
- ④ **長期化・変異への備え**：病原体の変異や、それに伴う流行の長期化・再拡大も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオ想定にあたっては、国から示される病原体の性状等に関するリスク評価を基準としつつ、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。そのうえで、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」において具体的な内容を記載する。

(2) 有事のシナリオ

上記の考え方を踏まえ、感染症の特性、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、必要に応じた対策の切替えに資するよう次のとおり想定する。

なお、区分及び時期の設定については、政府及び県行動計画との整合性を図るため、同様の区分・整理方針を踏襲するものとする。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

区分	時期		有事のシナリオ
初動期	A	感染拡大のスピードを抑制し、備えの時間を確保する時期	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑え、備えの時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	B	封じ込めを念頭にする時期	国内外の知見に基づき、感染の封じ込めを図る（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。
	C-1	病原体の性状等に応じて対応する時期	国・県等のリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	C-2	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチン・治療薬の普及等により、対応力が高まることを踏まえ、状況の変化等に合わせ、機動的に対策を切り替える。
	D	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	免疫の獲得が進むこと、病原性や感染性等が低下する事等により対応力が向上することから基本的な感染症対策に移行する。

対応期のC-2「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」については、ワクチンや治療薬の有無や開発状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期のD「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特にこども、若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意するものとする。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び町行動計画に基づき、国及び県等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応は平時からの体制作りが重要である。以下の取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立し、あわせて情報収集・共有、分析の基盤となるDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進等に取り組む。

ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備と整理

・将来に起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

イ 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

・初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

ウ 関係者や町民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

・感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く関係者や町民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

エ リスクコミュニケーション等の備え

・有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

オ 国及び県との連携等のためのDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進や人材育成等

・国及び県と連携し、国が整備するシステム等を活用したDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進や研修等への参加を通じて人材育成を図る。

(2) リスク評価等を踏まえた感染拡大防止対策の切替え

対策に当たっては、以下の取組により、対策の切替えを円滑に行う。

ア 対策項目ごとの時期区分

- ・適時適切な対応が可能となるよう、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

イ 町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

- ・平時から、感染症や感染対策の基本的な知識について、様々な場面を活用し普及を図り、こどもを含め様々な年代の町民等の理解を深めるため、科学的根拠に基づいた分かりやすい情報提供・共有に努める。

(3) 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり基本的人権を尊重し、特措法に基づく要請や行動制限等の実施が町民の自由と権利を制限する場合には、必要最小限に留めるものとする。また、施策の内容について、社会的弱者への配慮を怠ることなく、町民等への説明を通じて理解を得ることに努める。

併せて、感染者や医療関係者等への誹謗中傷や偏見・差別は、人権侵害であるのみならず、受診行動を妨げ感染拡大の抑制を遅らせる要因となるため、これらを防止し、社会の分断を防ぐ取組を推進する。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であり、緊急事態への備えとして様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

一方で、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の措置については、病原性の程度や医療提供体制、ワクチン等の有効性といった客観的状況を総合的に勘案し、その必要性を慎重に判断すべきものである。したがって、いかなる場合においても当該措置を講ずるものではなく、事態の推移に応じた適切な判断を行うことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、政府対策本部や県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型イ

ンフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町は県に対し、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から県等の関係機関との連携体制を整備する。また災害発生時には、国及び県と連携し、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難支援等を速やかに実施する。

(8) 記録の作成や保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存及び公表する。

第5節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

- ・新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する³。
- ・WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。
- ・新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める⁴とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める⁵。
- ・取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。
- ・新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。
- ・指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。
- ・国民や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

3 特措法第3条第1項

4 特措法第3条第2項

5 特措法第3条第3項

(2) 県の役割

- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合は、国の基本的対処方針に基づき、県内に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する新型インフルエンザ対策を総合的に推進する責務を有する⁶。
- ・ 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関する確かな判断と対応を行う。
- ・ 平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

(3) 町の役割

- ・ 町民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、国の基本的対処方針等に基づき、的確に対策を実施する。
- ・ 対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関の役割

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、医療提供体制の確保のため、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進するよう努める。
- ・ 新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画を策定し、地域における関係機関との連携を進める。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するとともに、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は

6 特措法第3条第4項

医療人材の派遣を行う。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

- ・新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき⁷、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者の役割

- ・特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うよう努める。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める⁸。

(7) 一般事業者の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。
- ・特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる⁹ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(8) 町民の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混み

⁷ 特措法第3条第5項

⁸ 特措法第4条第3項

⁹ 特措法第4条第1項及び第2項

を避ける等)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

・新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

・新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める¹⁰。

¹⁰ 特措法第4条第1項

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 町行動計画における対策項目等

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び地域経済へ及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、7項目に分けて具体的な対策を定める。

各対策項目は密接に関連しているため、全体の連携を意識した一連の対策として一体的に実施することが重要である。

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (3) まん延防止
- (4) ワクチン
- (5) 保健
- (6) 物資
- (7) 町民の生活及び地域経済の安定の確保

第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を高めるため、以下の視点を各対策項目において横断的に考慮するものとする。

- (1) 人材育成
研修や訓練による組織的な対応能力の向上
- (2) 国と地方公共団体との連携
情報提供・共有及び協力体制の構築
- (3) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進
デジタル技術の活用による事務の効率及び迅速な情報提供・共有

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制¹¹

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

(2) 所要の対応

1-1. 実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-2. 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町は、町行動計画を作成・変更する。町は、町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く¹²。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。

11 特措法第8条第2項第1号（対策の総合的な推進に関する事項）及び第3号（対策を実施するための体制に関する事項）に対応する記載事項。

12 特措法第8条第7項及び第8項。

1-3. 国、県及び他市町村等との連携強化

- ① 国、県、町及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 国、県、町及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には危機管理として事態を的確に把握するとともに、町民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、町及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(2) 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合¹³や県が県対策本部を設置した場合において、町は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 町は、必要に応じて、第1節（準備期）1-2 を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援¹⁴を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する¹⁵ことを検討し、所要の準備を行う。

¹³ 特措法第15条

¹⁴ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

¹⁵ 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

第3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、町及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療方法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

(2) 所要の対応

3-1. 基本となる実施体制の在り方

町対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行¹⁶を要請する。
- ② 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める¹⁷。

3-1-2. 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援¹⁸を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保¹⁹し、必要な対策を実施する。

16 特措法第26条の2第1項

17 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

18 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

19 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

3-2. 緊急事態措置の検討等について

3-2-1. 緊急事態宣言の手続

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する²⁰。町は、町内の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う²¹。

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する²²。

20 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

21 特措法第36条第1項

22 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション²³

第1節 準備期

(1) 目的

感染症危機管理において、対策を効果的に行うためには、町民、町、関係機関等とのリスク状況とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、町は、平時から、町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるように、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、町による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた町民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、さらなる情報提供・共有に生かす方法等について整理し、あらかじめ定める。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有

町は、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染症対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動と嘘の対策等について、町民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、継続的かつ適時に分かりやすい情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国による情報提供・共有が有用な情報源として、町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

²³ 特措法第8条第2項第2号イ（新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供）に対応する記載事項。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止に大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、国及び県等と連携し、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。

1-1-2. 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、町民にとって最も身近な行政主体として、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や町民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。こうしたことを踏まえ、県と町において情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。

1-1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、町民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、町民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるように、町民等の関心事項を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速にわかりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなることを踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

町は、国等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染症防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、町民等に対し、以下のとおり情報提供・共有する。

2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 町は、町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、町民等が必要な情報を入手できるように、高齢者、こども、外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

- ② 町は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、町民等への情報提供・共有を行う。

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 町は、国が作成した Q&A を活用するとともに、国からの要請があった場合はコールセンター等を設置する。
- ② 町は、感染症対策を円滑に進めていくうえで、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、コールセンター等に寄せられた意見の把握等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げになること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国等の各種相談窓口に関する情報を整理し、町民等に周知する。

第3節 対応期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、町は町民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する町民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げになること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

町は、国等から提供された、その時点での把握している科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等）、実施主体等を明確にしながら、町内の関係機関を含む町民等に対し、以下のとおり情報提供・共有を行う。

3-1. 基本的方針

3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 町は、町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促す

メッセージを発出するよう努める。

また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

- ② 町は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、町民等への情報提供・共有を行う。

3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 町は、国が作成した Q&A を活用するとともに、国からの要請があった場合はコールセンター等の運営を継続する。
- ② 町は、感染症対策を円滑に進めていくうえで、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、コールセンター等に寄せられた意見の把握等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

3-1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げになること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国等の各種相談窓口に関する情報を整理し、町民等に周知する。

また、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

3-2. リスク評価に基づく方針の決定・見直し

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。

3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

県内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感

染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、町民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。また、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げになること、また、個人レベルでの感染症対策が社会における感染拡大にも大きく寄与すること、不要不急の外出や都道府県間の異動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、町民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。

また、重症化しやすい年齢層に応じた協力要請の方法の違い等、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。

3-2-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下する事及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。また、順次、広報体制の縮小等を行う。

第3章 まん延防止²⁴

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、町民の生命及び健康を保護する。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、町民や事業者の理解促進に取り組む。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

²⁴ 特措法第8条第2項第2号ロ（新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項）に対応する記載事項。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、町内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応が取れるよう準備等を行う。

(2) 所要の対応

2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

国内におけるまん延に備え、町は、国や県からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずること、医療のひっ迫を回避し、町民の生命及び健康を保護する。

また、町民生活や地域経済活動への影響の軽減を図る。

(2) 所要の対応

3-1. まん延防止対策の対応

まん延防止対策は、国等の情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等に応じて、県等が実施するまん延防止対策の普及を図る。

3-1-1. 基本的な感染症対策に係る要請等

町は、町民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の注意喚起を行う。また、県から要請があった場合は、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組について周知する。

3-1-2. その他の事業所等への要請

県が事業者等に対し、職場における感染対策の徹底、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診勧奨、こどもの通う学校等が臨時休校等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請した場合は、町は、町民に対し、正確な情報提供に努める。

3-1-3. 学級閉鎖・休校等の要請

町は、感染状況や病原体の特性等を踏まえ、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、県から、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業²⁵（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等の実施について学校の設置者等に要請があった場合には、速やかに対応する。

²⁵ 学校保健安全法第20条

3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

町は、医療のひっ迫を回避し、町民の生命及び健康を保護するため、人と人の接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

国、県等のリスク評価に基づき、県が行う対策を町民等に周知する。

3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の開発、普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、町民に対して状況に応じた情報提供を行う。

3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

町は、県と連携し、必要に応じ病原体の変異や次の感染危機に備えた対策の改善等を行う。

第4章 ワクチン²⁶

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び町民の社会経済に及ぼす影響を最小限に抑えるため、国及び県の方針を踏まえ、円滑なワクチン接種に向けた準備を進める。

(2) 所要の対応

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

町は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

26 特措法第8条第2項第2号ロ（住民に対する予防接種の実施）に対応する記載事項。

1-2. ワクチンの供給体制

町は、ワクチンの円滑な流通・供給を可能とするため、県との連携方法及び役割分担の体制の構築に向けた準備を行う。

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

町は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

1-3-2. 特定接種

町は、国が進める特定接種対象者の登録及び登録に係る周知に協力する。

町は、国からの要請に基づき、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制の構築に係る準備を行う。

1-3-3. 住民接種

町は、平時から以下①から③までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- ① 町は、国及び県等の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る²⁷。
- ② 町は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する町以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- ③ 町は、速やかに接種できるよう、町診療所や医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

27 予防接種法第6条第3項

1-4. 情報提供・共有

1-4-1. 町民への対応

町は、国の科学的知見に基づき、ワクチンの特性及び接種の実施体制等に関する情報提供・共有を行い、町民等の理解促進を図る。

第2節 初動期

(1) 目的

準備期からの取組に基づき、接種体制を構築する。

(2) 所要の対応

2-1. 接種体制

2-1-1. 早期の情報収集

町は、国が早期に行うワクチンの供給量、必要な資材、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を収集する。

2-1-2. 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等やワクチン接種に必要な資材の確保等、接種体制の構築を行う。

2-1-3. 特定接種

町は、町診療所や医師会等の協力を得て、医療従事者の確保を図る。また、町は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて地域医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

2-1-4. 住民接種

町は、接種予定者数、勧奨・受付方法等について検討するとともに、実施体制の確保を行う。また、必要な物品や設備の手配、臨時接種会場の開設許可届出やシステム登録を進めていく。

第3節 対応期

(1) 目的

あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際のワクチン供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

(2) 所要の対応

3-1. 接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

3-1-1. 特定接種

国が特定接種の実施を決定した場合において、町は、国が定める運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者について、集団的な接種を基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。また、国及び県と連携し、必要な調整を行う。

3-1-2. 住民接種

3-1-2-1. 予防接種の準備

町は、国及び県と連携し、接種体制の準備を行う。

3-1-2-2. 予防接種体制の構築

町は、国からの要請に基づき、準備期及び初動期において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

3-1-2-3. 接種に関する情報提供・共有

町は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。また、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

3-1-2-4. 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以

外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険部局等や関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-1-2-5. 接種記録の管理

町は、接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-2. 健康被害救済

町は、予防接種健康被害救済制度について、被接種者への情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

3-3. 情報提供・共有

町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。

第5章 保健

第1節 準備期

(1) 目的

町は、県と連携し、感染症の発生情報や地域における医療提供状況の情報等を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練等への参加により人材の中長期的な育成に取り組む。併せて、感染症の発生状況や対策に関する共通理解を形成し、有事の際の迅速な対応と情報提供・共有と連携の基盤づくりを行う。

(2) 所要の対応

1-1. 研修・訓練等を通じた人材育成

町は、国や県の研修等を積極的に活用しつつ、人材育成に努める。

1-2. 多様な主体との連携体制の構築

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から県や県内市町村、関係機関等との意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

1-3. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

町は、国等から提供された情報や媒体を活用し、地域の実情に応じた迅速な情報提供・共有を行う。その際、平時から町民への伝達方法や相談体制の整備等についてあらかじめ検討を行い、有事において円滑に対応できるよう努める。また、高齢者、こども、外国人、障がい者等、情報入手に配慮が必要な者に対しても、平時からの情報提供・共有を通じて適時適切に情報が届く体制作りを推進する。

第2節 初動期

(1) 目的

初動期は町民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。そのため、町行動計画に基づき、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等の発生公表後、直ちに迅速な対応ができるよう備える。

また、町は、町民等に対して、新型インフルエンザ等感染症等の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら、感染拡大のリスクを低減する。

(2) 所要の対応

2-1. 有事体制への移行準備

町は、庁内各部局等と連携し、感染症有事体制を構成する人員の準備、感染症の特徴等を踏まえ、必要な物資、資器材の調達準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。

2-2. 町民への情報提供・共有の開始

町は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の町民への周知、Q & Aの公表等を通じ、町民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

第3節 対応期

(1) 目的

県が準備期に整理した市町村との役割分担・連携体制に基づき、感染症危機に対応することで、町民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状、感染状況を踏まえ、町の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

(2) 所要の対応

3-1. 主な対応業務の実施

3-1-1. 健康観察及び生活支援

- ① 町は、県が実施する健康観察に協力する。
- ② 町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

3-1-2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染が拡大する時期にあっては、県と連携の上、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動等について、町民等の理解を深めるため、分かりやすく情報提供・共有を行う。

また、町は、高齢者、こども、外国人、障がい者等、情報入手に配慮が必要な者のニーズにこたえられるよう、県との連携の上、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

第6章 物資²⁸

第1節 準備期

(1) 目的

感染症対策物資等は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、町は感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

(2) 所要の対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する²⁹。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる³⁰。

28 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

29 特措法第10条

30 特措法第11条

第2節 初動期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、感染症対策等の実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。町は、感染症対策物資等の需要状況の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

(2) 所要の対応

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、町行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。

第3節 対応期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、感染症対策等の実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。町は、初動期に引き続き、感染症対策物資等の需要状況の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

(2) 所要の対応

3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、町行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する。

3-2. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携し近隣の市町村等が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

第7章 町民の生活及び地域経済の安定の確保³¹

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等の蔓延防止に関する措置により町民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。町は、自ら必要な準備を行いながら、住民や事業者等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを推奨する。

これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に町民生活及び地域経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

(2) 所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や全課での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-3. 物資及び資材の備蓄

① 町は、町行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）

³¹ 特措法第8条第2項第2号ハ（生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置）に対応する記載事項

1-1 で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する³²。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる³³。

- ② 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

1-5. 火葬体制の構築

町は、県の火葬体制を踏まえ、区域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。

32 特措法第10条

33 特措法第11条

第2節 初動期

(1) 目的

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や町民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民生活及び地域経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

2-1. 遺体の火葬・安置

町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

(1) 目的

町は、準備期での対応をもとに、町民生活及び地域経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、町民生活及び地域経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

3-1. 町民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限³⁴やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

34 特措法第45条第2項

- ① 町は、町民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる³⁵。

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 町は、県を通じての国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働するよう関係機関と連携し取り組む。
- ② 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。
- ③ 町は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ④ 町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

35 特措法第59条

- ⑤ 町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、町民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

3-2-2. 町民の生活及び地域経済の安定に関する措置

- ① まん延時でも一般廃棄物の収集・運搬・処理が適正にできるための必要な措置を講ずる。
- ② まん延時でも上下水道施設を適正に稼働させて機能を維持するための運用体制を確立する。

用語集 (50 音順)

用語	内容
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の類似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小とするようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請することが含まれる。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等にかか

	る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ的確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 本行動計画においては、新型インフルエンザ島に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等感染症等の発生公表	感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第16条第1項に定める情報等を公表すること。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国、県及び町による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う業者であって厚生労働大臣の定めると

	ころにより厚生労働大臣の登録をうけているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
パンデミックワクチン	流行したインフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。
フレイル	身体性脆弱性のみならず、精神心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障がいや死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める事態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。